

事業者支援情報

○【時短要請協力金など県や国の支援を受けられない方へ】市独自の支援金を支給します

令和3年5月から6月にかけて、新型コロナウイルスの感染拡大防止として、大分県が要請した外出自粛要請等の影響で、売上が一定以上減少した市内の小規模事業者の方を対象に支援金を給付いたします。

【支給要件】

- ①新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年5月または令和3年6月のいずれか1か月の売上高が、前年または前々年同期比で20%以上減少していること
- ②「大分県時短要請協力金」の給付を受けていないこと
- ③「大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金」の給付を受けていないこと
- ④「月次支援金」(国)の5月分、6月分の給付を受けていないこと

※ただし、5月分または6月分のいずれか一方の給付を受けている場合は、一部対象になる場合もあります。

【支給額】5万円(上限額)

【計算方法】

(令和元年または令和2年の5月と6月の合計売上) - (令和3年の対象月(5月または6月)の売上 × 2)

【申請方法】市に、下記の①～④の書類を提出してください。

- ①交付申請書兼同意書(第1号様式) ②計算書(第2号様式)
- ③計算書に記入した売上を確認できる資料(例：試算表、売上台帳・・・など)
- ④交付請求書(第4号様式)

【申請先】農業・漁業・林業の方は農林水産課、それ以外の事業者の方は商工観光・定住推進課

【申請期限】令和3年10月29日(金)

【提出先・お問い合わせ先】津久見市役所 商工観光・定住推進課 TEL: 0972-82-9542
農林水産課 TEL: 0972-82-9514

○大分県時短要請協力金(第3期)

飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている県内の飲食店、遊興施設等を運営し、営業時間の短縮等(時短要請等)にご協力いただいた事業者に対して、協力金を給付します。

【要請期間】(第3期)令和3年8月20日(金)0時～9月12日(日)24時(24日間)

※やむを得ない場合は、8月23日(月)から

【対象】大分県全域の飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設 等

【給付金額】1日当たり給付額×時短要請に応じた日数

◆中小企業・個人事業者(売上高方式)※売上高減少額方式の選択も可能

1日当たり売上高(※1)	1日当たり給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

(※1)1日当たり売上高 令和元年または2年の飲食部門8・9月売上高(税別)の合計÷61

◆大企業(売上高減少額方式)もあります。

【申請期限】時短要請期間終了後、速やかに申請受付開始予定です。詳細が決まり次第お知らせします。

【申請方法】電子申請 または 郵送 【送付先】〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県時短要請協力金事務局 宛

【必要書類】①大分県営業時間短縮要請協力金申請書(第1号様式) ②代表者本人確認書類の写し

③営業時間短縮または休業の状況が分かる写真、資料等 ④通帳等の写し など

※申請金額によって、必要書類が異なります。 ※詳しくは、大分県HPをご確認ください。

【お問い合わせ先】大分県時短要請協力金事務局コールセンター

TEL: 050-6868-9518・受付時間: 9時～18時(土日祝除く)

※このほかにも「大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金」や「中小法人・個人事業者のための月次支援金【国】」などの制度がございます。